

交 規 第 6 9 1 号
令 和 3 年 2 月 2 6 日

交通 部 内 各 所 属 長
各 警 察 署 長 殿

交 通 部 長

自動車の保管場所証明申請等の適正な取扱いについて

自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「法」という。）第4条第1項の規定による書面の交付申請（以下「申請」という。）又は法第5条及び第7条の規定による届出（以下「申請等」と総称する。）の受理の適正化等については、「自動車の保管場所証明申請等の適正な取扱いについて」（平成30年8月2日付け交規第208号。以下「旧通達」という。）により必要な対応を指示し、報告・資料提出要求書及び報告・資料提出回答書の様式（以下「通達様式」という。）を含め示達していたところである。

この点、警務部長通達「行政手続における押印等の取扱いに係る対応について」（令和2年7月13日付け警務第115号）により、法令（法律及び法律に基づく命令をいう。）に根拠がないにもかかわらず、申請等に必要な書類に署名又は押印（以下「押印等」という。）を求めている手続については、公安委員会規則の改正等により、押印等を求めないこととする旨示達されたことを受け、今般、別添のとおり、通達様式の押印欄を廃止することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

本通達による改正前の通達様式（以下「旧通達様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この本通達による改正後の通達様式によるものとみなし、旧通達様式による書類については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 申請等に係る適切な取扱いに関する基本的な考え方

申請等の際に警察署長に提出する必要がある自動車保管場所証明申請書（以下「申請書」という。）、自動車保管場所届出書（以下「申請書等」と総称する。）及び添付書面については、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）において定められており、申請等の際に規則に定められた必要書類がすべて提出されているのであれば、警察署長は当該申請等を適切に受理しなければならない。すなわち、当該警察署が所在する都道府県警察において作成・配布した様式（以下「自県様式」という。）以外の申請書等又は添付書面が用いられていることを理由に当該申請等を不受理にしたり、申請等の際に添付することが必要な書面として規則に定められていないものの添付を求め、この提出又は提示がないことを理由に当該申請等を不受理にしたり、申請等を行う者にそのよ

うな誤解を与えるような対応をしたりしてはならない。

2 自県様式以外の申請書等の受理

自県様式以外の申請書等であっても、規則に定められた申請書等の様式に記入すべき事項がすべて記入されているなど、規則に定められた様式の申請書等であると認められるものであれば、警察署長は当該申請等を受理しなければならない。

また、申請を行う者が、規則第1条第1項の規定による別段の定めにより1通の提出がなされることを想定して都道府県警察が作成・配布した様式の申請書を、当該別段の定めのない都道府県の警察署長に対して1通提出した場合においても、当該申請書を複写し、2通の申請書による申請として取り扱うなどして当該申請を受理することにより、申請者が申請書を2通提出するために再度警察署に出頭することのないようにすること。

3 自動車の保有者が当該申請等に係る場所を保管場所として使用する権原を有することを疎明する書面（規則第1条第2項第1号）の取扱い

標記の書面については、「自動車の保管場所の継続的確保を図るための制度等の運用について」（令和3年2月26日付け交規第688号。以下「運用通達」という。）において、次のとおり、使用権原の態様に応じた具体例を示しているところであるので、運用通達で定める書面以外の書面や、複数の種類の書面の添付を求めないこと。

なお、自県様式以外の「自認書」又は「保管場所使用承諾証明書」であっても、運用通達に定められた様式に記入すべき事項がすべて記入されているなど、通達に定められた様式であると認められるものであれば、当該申請等を受理すること。

(1) 自動車の保有者の土地又は建物を保管場所として使用する場合

保管場所使用権原疎明書面（自認書）

(2) 他人の土地又は建物を保管場所として使用する場合

次のいずれかの書面

ア 駐車場賃貸借契約書の写し

イ 駐車場を賃借している者が通常有している駐車場の料金の領収書等

ウ 保管場所使用承諾証明書

エ 当該自動車の使用に関連のある住宅・都市整備公団等の公法人が当該自動車の保有者が保管場所として使用する権原を有することを確認したときは、当該公法人の発行する確認証明書

(3) 他人と共有している土地又は建物を保管場所として使用する場合

保管場所使用承諾証明書

4 規則に定めのない添付書面の取扱い

(1) 申請等を行う者の住所地と自動車の使用の本拠の位置が異なる理由を確認するための書面

標記の書面は、申請等の際に添付することが必要な書面として規則に定められているものではないため、この提出又は提示がないことを理由に不受理にしたり、申請等を行う者にそのような誤解を与えるような対応をしたりしないこと。

なお、当該者が、申請等の際、任意に、住所地と使用の本拠の位置が異なる理由を疎明する文書又は自治体等公的機関の発行する居住、営業活動等の実態を疎明する書面を添付してきたときは、これを受領することは差し支えない。

(2) 自動車の使用の本拠の位置の真正性に疑義がある場合

申請等を行う者の住所地と使用の本拠の位置が異なる理由を確認する必要がある場合は、当該者にその理由を質問し、口頭で回答を受けた上で警察側で記録化するなど、当該者の負担を生じさせずに必要な確認を行うよう努めること。このとき、回答を得られなかった場合や、口頭の回答のみでは自動車の使用の本拠の位置の真正性に疑義が残る場合については、当該申請等を受理した後に、法第12条の規定に基づく報告又は資料の提出を求めること。

法第12条の運用は「報告又は資料の提出の措置の運用について（通達）」（令和2年12月25日付け警察庁丁規発第145号）に定められているが、不動文字で簡素化された別記様式1・2を添付するので、活用するなど事務の合理化を図ること。

5 2及び3の取扱いに係る広報について

別添を参考に、標記について窓口かつホームページ等で広報し、申請者等の負担軽減に努めること。

担当 交通規制課 規制第二係

第 号
年 月 日

殿

公安委員会 印

報告・資料提出要求書

自動車の保管場所の確保等に関する法律第12条の規定に基づき、下記のとおり
報告・資料提出を求めます。

報告事項	
提出資料	使用の本拠の位置を確認することができる次のいずれかの書面 <ul style="list-style-type: none">・ 電話料金、ガス料金、水道料金、家賃等の領収書等・ 使用の本拠の位置を宛先として配達された郵便物・ その他使用の本拠の位置を確認することができる書面
報告・資料提出 の期日	年 月 日

備考1 報告事項については、同封の報告・資料提出回答書により回答してください。

- 2 提出資料については、同封の報告・資料提出回答書に資料を添付して回答して下さい。
- 3 報告・資料提出回答書及び資料は、下記の連絡先まで、持参又は郵送して下さい。
- 4 報告・資料提出の期日までに回答をせず、又は虚偽の回答をした場合は、10万円以下の罰金に処されることがあります。

連絡先

〒 ()

警察本部 部 課 係
警察署 課 係
() 局 番

年 月 日

公安委員会 殿

住所 〒 ()

() 局 番

氏名

報告・資料提出回答書

報告事項・提出資料については、下記のとおり回答します。

報告事項	
提出資料	次の <input checked="" type="checkbox"/> の資料を提出します。 <input type="checkbox"/> 電話料金、ガス料金、水道料金、家賃等の領収書等 <input type="checkbox"/> 使用の本拠の位置を宛先として配達された郵便物 <input type="checkbox"/> その他使用の本拠の位置を確認することができる書面

備考 法人は、住所、氏名の欄に、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

窓口やホームページ等で広報する内容の例

1 自動車保管場所証明申請書又は自動車保管場所届出書

当県警察以外の警察が作成した様式や、申請・届出を行う方が独自に作成した様式等、当県警察が作成した様式以外の自動車保管場所証明申請書又は自動車保管場所届出書であっても、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則に定められた様式に記入すべき事項が全て記入されているなど、同規則に定められた様式であると認められるものであれば、申請又は届出に使用することができます。

2 自認書又は保管場所使用承諾証明書

当県警察以外の警察が作成した様式や、申請・届出を行う方が独自に作成した様式等、当県警察が作成した様式以外の自認書又は保管場所使用承諾証明書であっても、自動車の保有者が申請又は届出に係る場所を保管場所として使用する権原を有することを疎明するために必要な情報が記入されているものであれば、申請書又は届出書に添付する書面として使用することができます。